

松山市動物愛護センター愛称募集要項

1 募集の目的

新たに設置する松山市動物愛護センター（以下「センター」という。）の愛称を募集し、広く市民に松山総合公園におけるセンターの設置を周知するとともに、親しまれ、気軽に利用していただける環境づくりの一環として、愛称を募集する。

なお、採用された愛称は、パンフレットなどに広く活用する。

2 センターの概要

(1) 名称

松山市動物愛護センター

(2) 担う機能（予定）

「啓発スペース」

愛犬のしつけ方教室等のイベントなどを通して、動物愛護への関心を高める。

「動物譲渡スペース」

迷い犬や負傷した動物を収容し、飼い主への返還や新たな里親希望者への譲渡を行う。

(3) 設置場所

松山総合公園（朝日ヶ丘1丁目外）

3 募集期間

令和5年9月27日（水）から令和5年10月31日（火）まで

※郵送による応募については、令和5年10月31日（火）必着

4 応募資格

松山市内に在住、通勤若しくは通学している人又は松山市内で活動している団体

5 愛称の要件

- (1) 簡潔明瞭で覚えやすく親しみやすいものであること。
- (2) 松山市動物愛護センターの全体像をイメージできること。
- (3) 応募する愛称は、自作、未発表のもので、第三者の著作権及び商標権を侵害しないこと。
- (4) 公序良俗に反するもの、誹謗中傷を含むものでないこと。

6 応募方法

次の①から⑤までの事項を応募専用フォームやメールにて送信するか、その他任意の用紙等に記載の上、郵送、FAX 又は直接提出する。

- ①愛称（ふりがな） 及び その理由
- ②住所
- ③氏名（ふりがな）
- ④電話番号
- ⑤年齢

応募先

〒790-0813 松山市萱町六丁目 30 番地 5

松山市保健所 生活衛生課 動物愛護担当

FAX：089-923-6627

メール：hceisei@city.matsuyama.ehime.jp

応募専用フォーム：https://logoform.jp/form/ARpd/352696

7 選考方法

松山市動物愛護センター愛称選考委員会を設置し、同委員会による審査を経て決定する。

8 表彰

採用された方には、感謝状を贈呈する。

9 その他

- (1) 採用された愛称の著作権、商標権その他一切の権利は、松山市に帰属するものとする。
また、その愛称に対し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととする。
- (2) 応募された愛称について、著作権等に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任により対応するものとする。
- (3) 応募された愛称に、補作（加筆・修正）を行った上で、採用する場合がある。
- (4) 募集の規定に違反したものは、審査の対象としない。後日違反が判明した場合には、決定を取り消すことがある。
- (5) 応募にあたって提出された書類等は、原則応募者に返却しない。
- (6) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (7) 審査結果など個別の内容に関する問い合わせには対応しない。
- (8) 愛称を応募したことをもって、上記の(1)～(7)の記載事項に同意したものとみなす。
- (9) 1人又は1団体、何点でも応募可能とする。
- (10) 応募者の氏名、住所等の個人情報、愛称選定以外の目的には一切使用しない。

10 応募先・お問合せ先

〒790-0813 松山市萱町六丁目 30 番地 5

松山市保健所 生活衛生課 動物愛護担当

TEL：089-911-1862

FAX：089-923-6627

メール：hceisei@city.matsuyama.ehime.jp